

# 青森県報

第八百二十二号

令和六年  
十月四日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

- 難病の患者に対する医療等に関する法律による医師の指定  
○ 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の主として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地並びに担当する診療科名の変更の届出…………… ( ) …… 一
- 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出…………… ( ) …… 二
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定…………… ( ) …… 三
- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示…………… ( ) …… 三
- 右 同…………… ( ) …… 三
- 公安委員会
- 駐車監視員資格者講習の実施…………… ( ) …… 三

## 告 示

### 青森県告示第五百二十九号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第六条第一

項の規定により、医師を次のとおり指定したので、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第二百一十一号）第二十一条第一号の規定により公表する。

令和六年十月四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定医の区分	氏名	名称	所在地	担当する診療科名	指定期日
難病指定	樋口 直樹	独立行政法人国立病院機構弘前総合医療センター	弘前市大字富野町一	消化器内科	令和六・七・三
難病指定	金田 裕治	かねた耳鼻科医院	八戸市本鍛冶町一	耳鼻咽喉科	六・八・九
協力難病指定医	東 大	さとの整形外科クリニック	十和田市東十一番町七の一七	整形外科	六・九・一
難病指定	古川 正和	弘前大学医学部附属病院	弘前市大字本町五三	整形外科	六・九・三

### 青森県告示第五百三十号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第二百一十一号）第十九条の規定により、次のとおり指定医から主として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地並びに担当する診療科名を変更した旨の届出があったので、同令第二十一条第二号の規定により公表する。

令和六年十月四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分
定難指	定難指	定難指	定難指	定難指	定難指	定難指	定難指	定難指	定難指	指定区分
太田 健	坂本 祐希	小笠原 ゆかり	松本 敦史	一戸 雅之						氏名
独立行政法人国立病院機構弘前総合医療センター	青森県立中央病院	弘前大学医学部附属病院	十和田市立中央病院	独立行政法人国立病院機構弘前総合医療センター	むつ総合病院	独立行政法人国立病院機構弘前総合医療センター	むつ総合病院	弘前大学医学部附属病院	弘前記念病院	名称
弘前市大字富野一丁目	青森市東造道二丁目一の一	弘前市大字本町五三	十和田市西十二番町一四の八	弘前市大字富野一丁目	むつ市小川町一丁目二の八	弘前市大字富野一丁目	むつ市小川町一丁目二の八	弘前市大字本町五三	弘前市大字境関字西田五九の一	所在地
消化器・血液内科	血液内科	整形外科		脳神経外科		糖尿病・内分泌内科	糖尿病内科	整形外科		担当する診療科名
六・四・一		〃		〃		五・〇・一		令和五・四・一		変更年月日

青森県告示第五百三十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

令和六年十月四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

変更後	変更前	変更後	変更前
定難指	定難指	定難指	定難指
橋本 剛	片貝 武		
独立行政法人国立病院機構弘前総合医療センター	独立行政法人国立病院機構弘前総合医療センター	弘前大学医学部附属病院	弘前大学医学部附属病院
弘前市大字富野一丁目	弘前市大字富野一丁目	弘前市大字本町五三	弘前市大字本町五三
脳神経外科	脳神経外科		
六・六・四	六・六・四		

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業所	廃止年月日
社会福祉法人藤聖母園	共同生活援助	弘前市大字大清水四丁目六の一	令和六・九・三〇
青森市大字奥野三丁目七の一	共同生活援助	弘前市大字大清水四丁目六の一	令和六・九・三〇
北津軽郡中泊町大字中里字宝森二九一の一三	共同生活援助	弘前市大字大清水四丁目六の一	令和六・九・三〇
有限会社修清	共同生活援助	弘前市大字大清水四丁目六の一	令和六・九・三〇

清有限会社修	北津軽郡中泊町 大字中里字宝森 二九一の三	重度訪問 介護	訪問介護宝 森	北津軽郡中泊町 大字宮川字色吉 七一の二	〃
--------	-----------------------------	------------	------------	----------------------------	---

青森県告示第五百三十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

令和六年十月四日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

名 称	所 在 地	指 定 日
陽だまり診療所	八戸市湊高台四丁目二の一〇	令和 六・〇・一
調剤薬局ツルハドラッグ八戸小中野店	八戸市小中野四丁目五の一八	〃

教 育 委 員 会

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和六年十月四日

青森県教育委員会教育長 風 張 知 子

一 特定役務の名称及び数量

Microsoft 365 Education A3 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県教育庁学校教育課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

令和六年七月二十四日

五 契約の相手方の名称及び住所

株式会社ビジネスサービス

青森市新町二丁目六の二九

六 契約金額

二千四百一万五千六百八十四円

（本件は、青森県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第二条に規定する長期継続契約であり、契約期間は令和六年九月一日から令和九年八月三十一日までである。前記契約金額は、契約初年度における契約金額であり、七か月相当分である。）

七 随意契約の理由

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の二第一項第八号 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者がなく、再度の入札に付したが落札者がなかったため、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格の見積りを行った者と随意契約により契約を締結したものである。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和六年十月四日

青森県教育委員会教育長 風 張 知 子

- 一 特定役務の名称及び数量  
青森県立学校学習用ICT端末用クラウドセキュリティライセンス 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県教育庁学校教育課  
青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法  
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日  
令和六年八月三十日
- 五 契約の相手方の名称及び住所  
株式会社ビジネスサービス  
青森市新町二丁目六の二九
- 六 契約金額  
千四百七十五万二千六百五十円  
(本件は、青森県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第二条に規定する長期継続契約であり、契約期間は令和六年十月一日から令和八年二月二十八日までである。前記契約金額は、契約初年度における契約金額であり、六か月相当分である。)
- 七 随意契約の理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第二号該当
- 八 契約の相手方を決定した手続  
予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

## 公安委員会

### 青森県公安委員会告示第百十八号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第五十一条の十三第一項第一号イに規定する講習を次のとおり行うので、確認事務の委託の手続等に関する規則（平成十六年

国家公安委員会規則第二十三号）第六条の規定により公示する。

令和六年十月四日

青森県公安委員会委員長 横 町 俊 明

- 一 講習等の期日  
1 講習  
令和六年十一月十四日及び同月十五日午前八時五十分から午後五時三十分まで  
(受付時間 両日とも午前八時三十分から午前八時四十五分まで)
- 2 修了考査  
令和六年十一月二十二日午前九時から午前十時まで  
(受付時間 午前八時三十分から午前八時四十五分まで)
- 二 講習等の場所  
青森市大字三内字丸山一九八の四  
青森県運転免許センター 二階会議室
- 三 受講定員  
十名
- 四 受講申込方法等  
1 申込期間  
令和六年十一月一日から同月八日まで  
(受付時間 午前九時から午後四時まで)
- 2 申込場所（問合せ先）  
青森市新町二丁目三の一  
青森県警察本部交通部交通指導課指導取締係  
電話〇一七―七二三―四二一一 内線五一三四
- 3 申込方法  
受講申込者本人が、次の書類等を四の二の申込場所に直接持参して申し込むこと。  
なお、申込書は、交通指導課で受領するか、又は青森県警察ホームページからダウンロードして使用すること。  
(一) 駐車監視員資格者講習受講申込書  
(二) 講習手数料二万円（青森県収入証紙で納付すること。）

4  
その他

- (一) 申込時、講習受講日及び修了検査の日には、運転免許証等顔写真付きの身分証明書類を提示すること。
- (二) 諸般の事情により、講習等を中止又は日時、場所を変更することがあり、その場合は、申請者にその旨を通知する。
- (三) 詳細については、青森県警察本部交通部交通指導課（電話〇一七―七二三―四二二―番）に問い合わせること。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十八円九十銭